

## 条件通知書

### ■総則

1. このキャンプは東大あぐりえこん。(以下「当団体」と記載)が企画・募集し実施いたします。当団体と参加されるお客様の間で締結する契約(以下「当契約」と記載)は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令または一般的慣習によるものとします。
2. キャンプの実施内容は、募集広告、パンフレット、当団体発行のその他資料によります。

### ■お申込み条件

1. 当団体は、次に掲げる場合当契約の締結に応じないことがあります。
  - a. 当団体の明示した年齢、技能、その他参加条件を満たさないとき。
  - b. 応募者数が募集予定数に達したとき。
  - c. 持病、心身の障がい、その他健康上の特別な配慮が必要なとき。
  - d. 当団体に対し、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - e. 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当団体の信用を毀損し、当団体の活動を妨害する行為またはこれに準ずる行為を行ったとき。
  - f. 当団体の活動上の都合があるとき。

### ■お申込み方法及び契約の成立・キャンプ参加費のお支払い

1. 当団体にキャンプ参加の申し込みをするとき、所定の申込書に所定の事項を記入の上、当団体が別に定める金額の参加費とともに、当団体に提出しなければなりません。
2. 当団体は、オンラインフォームにより当契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、参加者は、当団体が予約の承諾の旨を通知した後、当団体の定める期間内に参加費をお支払いいただきます。
3. 原則として、18歳未満の参加に際しては親権者の同意書が必要となります。
4. 当契約は、当団体が契約の締結を承諾し、参加費を受理したときに成立します。
5. 第1項で定めた参加費は、キャンプ実施に係る代金または取消料、もしくは違約料の一部として取り扱います。

### ■契約内容の変更と旅行代金の変更

1. 当団体は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供停止、官公署の命令、その他当団体の関与しえない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い参加費を変更する場合があります。
2. 当団体は、前項の定めるところにより参加費を変更することがあります。

### ■当団体による契約解除

1. 当団体は、次に掲げる場合旅行前に当契約を解除することがあります。
  - a. お申込み条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b. 応募者が病気その他の事由で喜屋武王に耐えられないと認められたとき。
  - c. 参加者の数が最少催行人員に満たないとき。
  - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供停止、官公署の命令、その他当団体の関与しえない事由が生じたとき。
2. 当団体は、第1項cに掲げる事由により当契約を解除するとき、キャンプ開始日の前日から起算して13日目より前に、キャンプを中止する旨を通知します。

■参加者による契約解除

1. 参加者は、いつでも下記の取消料を支払って当契約を解除することができます。

契約解除のタイミング	取消料
旅行開始日の前日から起算して30日目以降	旅行代金の30%
旅行開始日の前日から起算して7日目以降	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算して2日目以降	旅行代金の100%

2. 次の場合、取消料はいただきません。
  - a. 契約内容に重要な変更があったとき。
  - b. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供停止、官公署の命令、その他当団体の関与しえない事由により、キャンプの安全かつ円滑な実施が困難、または困難となるおそれが極めて大きいとき。
  - c. 当団体の責任に帰すべき事由により、事前に通知した内容に従ったキャンプの実施が不可能となったとき。

■当団体の責任

1. 当団体は、当団体が故意または過失により参加者に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

■参加者の責任

1. 当法人は参加者の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を受けます。

東大あぐりえこん。

連絡先：[info@agri-econ.com](mailto:info@agri-econ.com)